

〔旭川廃棄物処理センター維持管理状況の情報公表〕

設置者名	株式会社 旭川振興公社 代表取締役社長 赤岡 昌弘
施設名称	旭川廃棄物処理センター
設置場所	旭川市江丹別町共和279-2
問合せ先	(0166) 63-4153

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

*第3期管理型最終処分場

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添 設置許可証のとおり
--	-----------------

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第八号	管理型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況:令和3年度分(単位:t))

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃え殻	110.95	144.01	113.07	190.80	215.82	135.42	142.47	123.68	178.15	175.33	168.11	186.67
汚泥	111.61	122.70	213.37	71.64	132.22	74.13	446.88	383.57	122.06	65.82	94.35	120.63
紙くず	5.45	4.27	4.10	6.39	3.16	5.71	4.60	13.21	6.52	3.52	3.64	3.40
繊維くず	41.57	40.94	25.39	32.54	33.43	51.12	49.76	43.73	43.47	15.17	23.94	36.83
石ボ一膏ド	198.87	210.45	193.56	201.91	151.29	163.36	195.74	232.33	272.18	145.65	192.50	210.36
廃石綿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.35	0.63	0.00	0.01	0.00	0.00	0.68
シュレッダーダスト	87.04	100.41	100.99	175.84	56.45	106.25	233.78	63.09	114.94	8.17	89.47	0.00
選別不能物(混合物)	274.05	301.92	392.20	278.051	265.64	396.81	353.43	307.65	347.69	173.69	210.49	279.13
廃油(タールビッチ類に限る)	10.12	6.35	20.51	11.76	14.05	13.37	19.50	11.44	13.70	5.28	22.52	23.04
ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
窯業系サイデイング	83.57	141.48	117.76	129.95	106.43	134.35	138.96	121.82	158.74	73.16	61.09	65.87
がれき類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0
石綿含有産業廃棄物	4.72	0.00	12.62	0.00	1.99	1.88	5.73	1.50	0.27	9.68	0.41	1.18
計	927.95	1,072.53	1,193.57	1,098.88	980.48	1,086.75	1,591.48	1,302.02	1,257.73	675.47	866.52	927.79

ロ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況:令和3年度分)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等	令和4年3月10日	異常なし	—	—

ハ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
保有水等の埋立地からの浸出を防止するための遮水工、シート点検	令和3年7月6日	健全であり、異常はない	—	—

ニ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びに維持管理基準省令第一条第一号及び第三号口の規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(周縁井戸 A 又は地下水集排水設備)

(状況：令和3年度分)

地下水の水質検査	基 準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	第3管理型地下水上海部	令和3年8月17日	令和3年9月2日	不検出
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0005 未満
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0003 未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005 未満
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002 未満
全シアン	検出されないこと。	同 上	同 上	同 上	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	同 上	同 上	同 上	不検出
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0002 未満
一・二ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0004 未満
一・一一ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
一・二ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.004 未満
一・一・一ト里クロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
一・一・二ト里クロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0006 未満
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0002 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0006 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0003 未満

チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005 未満
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0002 未満
ダイオキシン類	1Pg - TEQ/L 以下	同 上	同 上	令和3年9月16日	0.34

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、六月に一回以上 測定すること

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

塩化ビニルモノマーはクロロエチレンに呼称を変更した。（平成29年4月1日施行）

(周縁井戸B)

(状況：令和3年度分)

地下水の水質検査	基 準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	第3管理型地下水下流部	令和3年8月17日	令和3年9月2日	不検出
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0005 未満
カドミウム	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0003 未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005 未満
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002 未満
全シアン	検出されないこと。	同 上	同 上	同 上	不検出
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	同 上	同 上	同 上	不検出
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0002 未満
一・二ージクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0004 未満
一・一ージクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
一・二ージクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.004 未満
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0006 未満

一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき○・〇〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0002 未満
チウラム	一リットルにつき○・〇〇六ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0006 未満
シマジン	一リットルにつき○・〇〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0003 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき○・〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002 未満
ベンゼン	一リットルにつき○・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
セレン	一リットルにつき○・〇一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.001 未満
一・四ジオキサン	一リットルにつき○・〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005 未満
クロロエチレン	一リットルにつき○・〇〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0002 未満
ダイオキシン類	1 Pg - TEQ/L 以下	同 上	令和3年11月11日	令和3年12月8日	0.71

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、六月に一回以上測定すること

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

塩化ビニルモノマーはクロロエチレンに呼称を変更した。(平成29年4月1日施行)

(放流水)

(状況: 令和3年度分)

放流水の水質検査	基 準	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果を得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀化合物	検出されないこと	第3浸出水処理施設	令和3年8月17日	令和3年9月2日	不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀○・〇〇五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0005 未満
カドミウム及び化合物	一リットルにつきカドミウム○・〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.003 未満
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛○・一ミリグラム以下	同 上	令和3年8月11日	令和3年8月23日	0.002
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びメチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	一リットルにつき一ミリグラム以下	同 上	令和3年8月17日	令和3年9月2日	0.1 未満
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム○・五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005 未満
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素○・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
シアノ化合物	一リットルにつきシアノ一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.1 未満
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき○・〇〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.0005 未満
トリクロロエチレン	一リットルにつき○・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満

テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.02 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002 未満
一・二ージクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.004 未満
一・一ージクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.02 未満
シス一一・二ージクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.004 未満
一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.03 未満
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.006 未満
一・三ージクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.002 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.006 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.003 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・ニミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.02 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素五〇ミリグラム以下 海域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素二三〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	7.5
ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素一五ミリグラム以下(海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。)	同 上	同 上	同 上	0.18
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	1.9
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	一リットルにつき五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.5 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	一リットルにつき三〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.5 未満
フェノール類含有量	一リットルにつき五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.1 未満
銅含有量	一リットルにつき三ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
亜鉛含有量	一リットルにつき二ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.01 未満
溶解性鉄含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.3 未満
溶解性マンガン含有量	一リットルにつき一〇ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.1 未満
クロム含有量	一リットルにつきニミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.005 未満
大腸菌群数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下	同 上	令和3年8月11日	令和3年8月23日	0
窒素含有量	一リットルにつき一二〇(日間平均六〇)ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	7.2

燐含有量	一リットルにつき一六（日間平均八）ミリグラム以下	同 上	令和3年8月17日	令和3年9月2日	0.05 未満
1・四ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム以下	同 上	同 上	同 上	0.05 未満
ダイオキシン類	10 Pg-TEQ/L以下	同 上	同 上	令和3年9月16日	0.00011

備 考

- 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

周縁井戸 A 又は地下水集排水設備)

(状況 : 令和3年度分)

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果	
			得られた年月日	電気伝導率 (mS/m)
4月	第3管理型地下水上海流部	令和3年04月07日	令和3年04月07日	8.3
5月	同上	令和3年05月12日	令和3年05月12日	11.3
6月	同上	令和3年06月09日	令和3年06月09日	9.8
7月	同上	令和3年07月14日	令和3年07月14日	9.9
8月	同上	令和3年08月11日	令和3年08月11日	10.0
9月	同上	令和3年09月08日	令和3年09月08日	10.8
10月	同上	令和3年10月13日	令和3年10月13日	10.9
11月	同上	令和3年11月12日	令和3年11月12日	10.1
12月	同上	令和3年12月08日	令和3年12月08日	10.3
1月	同上	令和4年01月12日	令和4年01月12日	10.4
2月	同上	令和4年02月09日	令和4年02月09日	11.6
3月	同上	令和4年03月10日	令和4年03月10日	12.0

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

(周縁井戸 B)

(状況：令和3年度分)

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率 (mS/m)	塩化物イオン (mg/l)
4月	第3管理型地下水下流部	令和3年04月07日	令和3年04月07日	3.2	3.4
5月	同上	令和3年05月12日	令和3年05月12日	2.7	2.6
6月	同上	令和3年06月09日	令和3年06月09日	5.8	5.0
7月	同上	令和3年07月14日	令和3年07月14日	11.1	6.3
8月	同上	令和3年08月11日	令和3年08月11日	8.8	2.3
9月	同上	令和3年09月08日	令和3年09月08日	10.2	6.9
10月	同上	令和3年10月13日	令和3年10月13日	13.9	4.9
11月	同上	令和3年11月12日	令和3年11月12日	13.2	7.4
12月	同上	令和3年12月08日	令和3年12月08日	6.8	3.9
1月	同上	令和4年01月12日	令和4年01月12日	10.6	5.9
2月	同上	令和4年02月09日	令和4年02月09日	11.7	6.2
3月	同上	令和4年03月10日	令和4年03月10日	7.3	9.7

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

(放流水)

(状況：令和3年度分)

	水質検査に係る放流水を採取した場所	水質検査に係る放流水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果				
				水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	ノルマルヘキサン抽出物量 (mg/l)	窒素含有量 (mg/l)
4月	第3浸出水処理施設	令和3年04月07日	令和3年04月19日	6.8	1.6	0.5未満	0.5未満	10.0
5月	同上	令和3年05月12日	令和3年05月24日	6.7	1.6	0.5未満	0.5未満	14.0
6月	同上	令和3年06月09日	令和3年06月21日	6.8	0.9	0.5未満	0.5未満	8.1
7月	同上	令和3年07月14日	令和3年07月28日	7.1	1.4	0.5未満	0.5未満	8.3
8月	同上	令和3年08月11日	令和3年08月23日	7.4	0.5未満	0.8	0.5未満	7.2
9月	同上	令和3年09月08日	令和3年09月22日	7.1	1.1	0.5未満	0.5未満	11.0

10月	同上	令和3年10月13日	令和3年10月26日	7.0	1.8	0.6	0.5未満	9.8
11月	同上	令和3年11月12日	令和3年11月24日	6.8	1.5	0.5未満	0.5未満	19.0
12月	同上	令和3年12月08日	令和3年12月20日	7.3	0.9	0.5未満	0.5未満	22.0
1月	同上	令和4年01月12日	令和4年01月24日	7.3	2.9	0.5	0.5未満	27.0
2月	同上	令和4年02月09日	令和4年02月21日	7.1	0.8	0.5未満	0.5未満	25.0
3月	同上	令和4年03月10日	令和4年03月22日	6.8	1.7	0.6	0.5未満	15.0

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあっては、この限りでない。

窒素含有量は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される場合に水質検査を行う。

ホ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分)

項目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合	該当なし	—	—

ヘ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分)

項目	点検を行つた年月日	点検を行つた結果	調整池が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池	令和4年3月10日	異常なし	—	—

ト 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
浸出液処理設備の機能の状態	令和3年 11月 30日	異常なし	—	—

チ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十四号ニの規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分)

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
有効な防凍のための措置の状況	令和3年 月 日	異常なし	—	—

リ 最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(状況：令和3年度分)

項目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	令和3年 9月 30日	140,739 m ³